

## 総務委員会会議記録

総務委員長 工藤大輔

- 1 日時  
平成 19 年 5 月 9 日（水曜日）  
午前 10 時 2 分開会、午前 10 時 40 分散会
- 2 場所  
第 1 委員会室
- 3 出席委員  
工藤大輔委員長、郷右近浩副委員長、佐々木一榮委員、中平均委員、岩淵誠委員  
千葉伝委員、小野寺研一委員、高橋比奈子委員、吉田洋治委員、久保孝喜委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
菊池担当書記、二宮担当書記、伊藤併任書記、浅沼併任書記、松川併任書記
- 6 説明のために出席した者
  - (1) 総合政策室  
勝部総合政策室長、千葉首席政策監、木村政策調査監、小田島政策推進課総括課長、  
渡邊政策推進課調整担当課長、岩間政策推進課政策担当課長、  
高橋経営評価課総括課長、保経営評価課政策評価担当課長、  
佐々木調査統計課総括課長、齋藤広聴広報課総括課長、  
西村広聴広報課情報公開担当課長、古川広聴広報課報道監
  - (2) 地域振興部  
藤尾地域振興部長、望月地域企画室長、菅原地域企画室交通政策参事、  
畠山地域企画室企画担当課長、平野地域企画室交通担当課長、  
浦上市町村課総括課長、佐々木 N P O ・国際課総括課長、桐田 I T 推進課総括課長、  
中野 I T 推進課行政情報化担当課長、鈴木地域振興支援室長、  
吉田地域振興支援室県北沿岸振興担当課長
  - (3) 総務部  
川窪総務部長、瀬川総務室長、鈴木総務室法務私学担当課長、  
小向総務室入札担当課長、高橋人事課総括課長、中村予算調製課総括課長、  
佐藤税務課総括課長、川口管財課総括課長、小野総合防災室長、  
阿部総合防災室防災消防担当課長、越野総合防災室防災危機管理監、  
大森総務事務センター所長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

- (1) 委員席の決定について
- (2) 委員長の互選について
- (3) 副委員長の互選について  
(人事紹介)
- (4) 議案の審査

ア 議案第1号 岩手県県税条例の一部を改正する条例

イ 議案第2号 過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

(5) その他

委員会調査について

9 議事の内容

○菊池担当書記 わたくしは、総務委員会担当書記の菊池であります。よろしくお願いいたします。

ただいまから、仮委員席を定めたいと思います。委員席の順序は、委員長席の左側、委員長席に近い席を1番とし、委員長席の右側の委員長席に近い席を10番とするようにしたいと思います。

委員席を定める方法といたしましては、現在着席のままとする方法、抽せんによる方法などがございますが、いかがいたしましょうか。

〔着席のとおり〕と呼ぶ者あり

○菊池担当書記 ただいま着席のとおりとの御発言がございましたので、それではそのとおりといたします。

〔委員席に氏名標を配置〕

○菊池担当書記 常任委員選任後、最初の委員会でありますので、委員長が互選されるまでの間、委員会条例第7条第2項の規定により、年長委員が委員長の職務を行うこととなっております。

出席委員中、小野寺研一委員が年長の委員でありますので、御紹介申し上げます。小野寺研一委員、委員長席に御着席をお願いいたします。

〔小野寺研一委員、委員長席に着席〕

○小野寺研一委員 ただいま紹介されました小野寺です。年長のゆえをもって委員長席に座らせていただいて、暫時の間、進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、委員会を開きます前に、当総務委員会の担当書記を紹介したいと思います。菊池担当書記。二宮担当書記。伊藤併任書記。浅沼併任書記。松川併任書記。

それでは、ただいまから、本日の会議を開きます。

委員各位の委員席は、ただいま御着席のとおりに決定をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小野寺研一委員 御異議ないようでありますので、さよう決定いたします。

これより委員長の互選を行います。委員会条例第7条第2項の規定により、委員長互選の職務を行います。

お諮りいたします。委員長の互選は、指名推選と投票のいずれにより行いますか。

(「指名推選」と呼ぶ者あり)

○小野寺研一委員 指名推選という御意見ございました。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小野寺研一委員 それでは、互選の方法は指名推選によることに決定いたしたいと思えます。

お諮りいたします。指名の方法については、当職において指名することにいたしたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小野寺研一委員 御異議なしと認めます。よって、当職において指名することに決定いたしました。

総務委員長に工藤大輔君を指名いたしたいと思えます。

お諮りいたします。ただいま当職において指名した工藤大輔君を総務委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小野寺研一委員 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました工藤大輔君が総務委員長に当選されました。

ただいま当選されました工藤大輔君が委員会室におられますので、本席から当選の告知をいたします。工藤大輔委員長、委員長席にお着きを願います。御協力をありがとうございました。

[工藤大輔委員長、委員長席に着席]

○工藤大輔委員長 ただいま皆様方の御推挙により総務委員長となりました工藤大輔でございます。円滑な議事運営に努めてまいりたいと思えますので、どうか皆様よろしくお願いたします。

それでは、引き続いて副委員長の互選を行いたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○工藤大輔委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。これより副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。副委員長の互選は、指名推選と投票のいずれにより行いますか。

（「指名推選」と呼ぶ者あり）

○工藤大輔委員長 指名推選の声がございますので、互選の方法は指名推選によることに決定いたします。

お諮りいたします。指名の方法については、当職において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○工藤大輔委員長 御異議なしと認め、よって当職において指名することに決定いたします。

総務副委員長に郷右近浩君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま当職において指名した郷右近浩君を総務副委員長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○工藤大輔委員長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました郷右近浩君が総務副委員長に当選をされました。

ただいま当選されました郷右近浩君が委員会室におられますので、本席から当選の告知をいたします。郷右近浩副委員長、ごあいさつをお願いします。

○郷右近浩副委員長 ただいま皆様より御推挙をいただき、副委員長に当選させていただきました郷右近浩でございます。工藤委員長をしっかりと補佐し、円滑、公平な委員会運営を心がけてまいりたいと思っておりますので、どうか皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

○工藤大輔委員長 本日は、議員改選後の最初の委員会でありますので、執行部の方々を御紹介いたします。

勝部修総合政策室長を御紹介いたします。

○勝部総合政策室長 ただいま御紹介いただきました勝部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○工藤大輔委員長 この際、勝部総合政策室長から、総合政策室の方々の御紹介をお願いいたします。

○勝部総合政策室長 それでは、総合政策室の職員を紹介いたします。首席政策監、千葉茂樹。政策調査監、木村卓也。政策調査監、大平尚。政策調査監、八重樫幸治。秘書担当課長、新屋浩二。政策推進課総括課長、小田島智弥。政策推進課調整担当課長、渡邊健治。政策推進課政策担当課長、岩間隆。経営評価課総括課長、高橋嘉行。経営評価課政策評価担当課長、保和衛。調査統計課総括課長、佐々木幸弘。広聴広報課総括課長、齋藤信之。広聴広報課情報公開担当課長、西村豊。広聴広報課報道監、古川良隆。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○工藤大輔委員長 藤尾善一地域振興部長を御紹介いたします。

○藤尾地域振興部長 どうぞよろしくお願いいたします。

○工藤大輔委員長 この際、藤尾地域振興部長から地域振興部の方々を御紹介願います。

○藤尾地域振興部長 それでは、地域振興部の職員を紹介いたします。地域企画室長、望月正彦。地域振興支援室長、鈴木健夫。地域企画室交通政策参事、菅原和彦。地域企画室企画担当課長、畠山智禎。地域企画室交通担当課長、平野直。市町村課総括課長、浦上哲朗。NPO・国際課総括課長、佐々木健。IT推進課総括課長、桐田教男。IT推進課行政情報化担当課長、中野栄。地域振興支援室県北沿岸振興担当課長、吉田和明。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○工藤大輔委員長 川窪俊広総務部長を御紹介いたします。

○川窪総務部長 川窪でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○工藤大輔委員長 この際、川窪総務部長から総務部の方々を御紹介願います。

○川窪総務部長 それでは、総務部の職員を御紹介申し上げます。瀬川純総務室長。小野雅章総合防災室長。鈴木浩之総務室法務私学担当課長。小向正悟総務室入札担当課長。高橋信人事課総括課長。中村一郎予算調製課総括課長。佐藤文男税務課総括課長。川口眞管財課総括課長。阿部一哉総合防災室防災消防担当課長。越野修三総合防災室防災危機管理監。大森芳美総務事務センター所長。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○工藤大輔委員長 平澤石郎副出納長兼出納局長を御紹介いたします。

○平澤出納局長 よろしく申し上げます。

○工藤大輔委員長 この際、平澤副出納長兼出納局長から出納局の方々を御紹介願います。

○平澤出納局長 それでは、出納局の職員を紹介いたします。小守武義出納局管理担当課長。中里格己出納局指導審査担当課長。以上でございます。

○工藤大輔委員長 稲田収人事委員会事務局長を御紹介いたします。

○稲田人事委員会事務局長 稲田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○工藤大輔委員長 この際、稲田事務局長から、人事委員会事務局の方々を御紹介願います。

○稲田人事委員会事務局長 それでは、人事委員会事務局の職員を紹介させていただきます。佐藤新総務課長。菊池正佳職員課長。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○工藤大輔委員長 小川明彦監査委員事務局長を御紹介いたします。

○小川監査委員事務局長 小川でございます。よろしくお願いいたします。

○工藤大輔委員長 この際、小川事務局長から監査委員事務局の方々を御紹介願います。

○小川監査委員事務局長 監査委員事務局の職員を御紹介申し上げます。門口正雄総括監査監でございます。

○工藤大輔委員長 三枝守警察本部長を御紹介いたします。

○三枝警察本部長 警察本部長の三枝でございます。よろしくお願いいたします。県民の生活の安全と安心に向けて、職員一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○工藤大輔委員長 この際、三枝警察本部長から、警察本部の方々を御紹介願います。

○三枝警察本部長 瀬戸隆一警務部長。齋藤忠利生活安全部長。菊地啓一交通部長。小舘欣康警備部長。小方政司警務部参事官兼首席監察官。菊池昭一総務課長。佐藤英憲警務部参事官兼警務課長。内山新次会計課長。鹿嶋政一警務部参事官兼情報管理課長。高橋俊明生活安全部参事官兼生活安全企画課長。菊池義憲生活安全部参事官兼地域課長。遠藤貞造刑事部参事官兼刑事企画課長。菊池隆雄刑事部参事官兼捜査第一課長。中村照美交通部参事官兼交通企画課長。佐藤哲夫交通規制課長。高橋堅悟交通部参事官兼運転免許課長。及川弘警備部参事官兼公安課長。

なお、細田敬一刑事部長については、本日、全国会議のため、東京出張中でございます。御了承をいただきたいと思っております。以上で警察本部の紹介を終わらせていただきます。

○工藤大輔委員長 以上で執行部職員の紹介を終わります。

次に、議案の審査を行います。本日は、お手元に配付いたしております日程のとおり、議案2件について審査を行います。

初めに、議案第1号岩手県県税条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤税務課総括課長 議案第1号岩手県県税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案の1ページをお開き願います。なお、改正内容につきましては、便宜お手元に配付しております条例案要綱によりまして御説明申し上げます。

まず第1、改正の趣旨であります。地方税法施行令の一部改正が平成19年3月30日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、岩手県県税条例の関係部分について所要の整備を行うものであります。

第2に、条例案の内容であります。今国会で審議された雇用保険法等の一部を改正する法律を受けた地方税法施行令の一部改正において、県税条例が引用する地方税法施行令の一部が削られ、かつ移動したことに伴い、引用する条項について所要の整備をしようとするものであります。

次に、この条例に関する施行期日ですが、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○工藤大輔委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○工藤大輔委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○工藤大輔委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○工藤大輔委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第2号過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤税務課総括課長 議案第2号過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。議案の3ページをお開き願います。なお、改正内容につきましては、便宜お手元に配付しております条例案要綱によりまして御説明申し上げます。

まず、過疎地域における県税の課税免除制度についてであります。条例案要綱に、参考として制度の概要を記載しておりますので御覧願います。過疎地域自立促進特別措置法においては、過疎地域について自立促進を図り、雇用の増大等に寄与することを目的として一定の製造設備を新設または増設した者等に対し、県が事業税や不動産取得税などの課税免除を行う場合、この課税免除によって減収となる県税について、普通交付税の算定上、基準財政収入額から所定の額を控除することにより、地方交付税で減収補てんがなされるものとなっております。

したがいまして、本条例におきましては、適用対象について、国が法令で定める課税免除制度の内容と合致させているものであります。先般、当該制度の一部が、第1改正の趣旨のとおり改正されたことから、それに合わせて条例の関係部分について所要の改正をしようとするものであります。

次に、第2の条例案の内容であります。課税免除の適用を受ける設備の新設または増設の期限が総務省令により平成21年3月31日まで延長されましたので、これにあわせて本県の課税免除条例につきましても同様に設備の新增設期限を延長しようとするものであります。

次に、この条例に関する施行期日であります。公布の日から施行し、本年4月1日から適用するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○工藤大輔委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○千葉伝委員 ちょっとわからないのでお聞きしたいのですが、2年の延長を行うということで、適用地域について、県内何地区ぐらいが現在適用地域になっているか。そしてまた、通常人口減少が著しい地域が指定になるということなので、本県ではかなり減少が見られるのではないかとということ、当然市町村単位で適用になるのかなと思うのですが、近年市町村合併があったわけであり。その関係で、その適用の変動とか何かというのは起こらないのかということをお聞きしたいのですが、それが一つです。

それから、当然こういった地域、地域の過疎地域に少しでも条件を有利にした形にして、業務というか、やっていく。もちろん、その分、今度は県税というか税収が減る。その分が

後で 75%補てんになる。こういうことですが、実際、去年 1 年間でどの程度適用実績があるのかということ。この二つをお聞きします。

○佐藤税務課総括課長 まず、過疎地域の地区でございますけれども、県下で 22 地区ございます。それから、市町村におきましては、花巻市のうちでやっておりました旧大迫町、それから旧東和町というところが該当になっている格好で、新しい花巻市全体が過疎になっているわけではございません。

全部を申し上げますと、一関市の場合におきましては旧花泉町、それから旧大東町、旧室根村、旧川崎村、この旧 2 町 2 村が一応一関市では該当します。

それから、遠野市はそのまま全市でございます。宮古市の場合においては、旧田老村と旧新里村が該当しております。それから、久慈市におきましては旧山形村のみ、二戸市においては旧浄法寺町、八幡平市は全地域。

それから、奥州市の場合においては旧江刺市のみと。あとは各現在の市町村でございますけれども、葛巻町、西和賀町、藤沢町、住田町、岩泉町、田野畑村、川井村、一戸町、軽米町、以上 22 地区に限定してございます。

それから、影響額でございますけれども、平成 18 年度の免除実績で申しますと、総額で 5,304 万 4,000 円になっております。その内訳を申しますと、事業税関係が 12 社で 1,427 万 7,000 円、それから不動産取得税につきましては 6 社で 3,876 万 7,000 円という実績がございます。以上でございます。

○工藤大輔委員長 佐藤税務課総括課長に申し上げますが、議事録の関係もございまして、田老村と答弁されましたが、田老町でよろしいですね。

○佐藤税務課総括課長 はい。申しわけございません。

○千葉伝委員 ありがとうございます。適用地域については、いわゆる旧の市町村単位でそのまま生きているという理解でいいわけですね。それはトータルで 22 地区、こういうこと。

それからまた、適用の実績は 5,300 万円、ここの部分が、後で 75%は補てんすると。それは今年度、19 年度に入ってからもらえるということによろしいですね。確認です。ありがとうございます。

○工藤大輔委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○工藤大輔委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○工藤大輔委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)



○工藤大輔委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。この際、何かありませんか。

○中平均委員 1点お聞きしたいのですが、昨年度末から公共事業入札制度の関係で、議会でも議論なり、変更についてさまざまあったのですけれども、それがその後、どうなって、どういうふうな進み方になっているのか、この点についてお知らせ願います。

○小向入札担当課長 入札制度につきしては、委員からお話ございましたとおり、昨年のいわゆる知事会の指針、あるいはこれまでの県の入札改革の流れということ踏まえまして、入札制度改革ということでもさまざまな議論を踏まえまして、去る3月22日に最終的に、副知事を座長といたします県の中の入札制度改善等検討委員会におきまして正式に決定したところでございます。

公正性、透明性、競争性が高い入札制度に向けての改革ということでございますけれども、特に事業者の皆様はその制度の周知、理解といったことが大切だというふうに認識いたしておりまして、これにつきまして、今月21日から6月1日にかけて、県内10会場において事業者の皆様方に対しまして、この制度の趣旨等について御説明申し上げるということにしております。

この周知につきましては、今回、いわゆる県の資格者名簿の書きかえの時期ということになっておりまして、二千数百社が申請しておるところでございますけれども、そのすべての事業者に対しまして郵送でこの説明会の開催案内を出したところでございます。

その説明会におきましてさまざま出た質問等に対しましては、Q&Aのような形でさらにホームページ等で周知してまいりたいと思っております。さらに、電子入札等についての操作方法等につきましては、6月下旬にもさらに重ねて説明会を開催するというようなことを考えてございまして、新しい制度の円滑な導入に向けまして、鋭意努力してまいりたいと考えてございます。

○工藤大輔委員長 ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○工藤大輔委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでございます。

次に、当委員会の本年度の委員会調査計画についてお諮りいたします。お手元に委員会調査計画(案)を配付いたしておりますが、この日程により調査を行うこととし、6月及び7月の県内・東北ブロック調査の詳細については、当職に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤大輔委員長 御異議ないようですので、さよう決定いたしました。

なお、詳細については当職に御一任願います。

追って、本件につきましては、当職から議長に対し、継続調査の申し出をいたしておきま

すので、御了承願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。